

超保険（総合補償条項・傷害条項）

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">特定感染症危険担保特約</p> <p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>① 当社は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が保険期間中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症または同法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（以下「特定感染症」といいます。ただし、その指定感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。）を発病したときは、この特約および傷害条項の規定に従い、傷害条項の規定によって支払われる保険金のうち傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害入院初期保険金、傷害通院保険金、人身傷害保険金を支払います。なお、当社は、被保険者に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第2項の規定に基づく就業制限（同法第7条第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。以下「就業制限」といいます。）が課された場合は、病院または診療所に入院したものとみなします。</p> <p>② 当社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、保険証券記載の保険金額を限度としてその費用の負担者に葬祭費用保険金（以下、前項の保険金とあわせて「保険金」といいます。）を支払います。</p> <p>③ 前2項の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">特定感染症危険担保特約</p> <p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>① 当社は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が保険期間中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症、<u>同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。）</u>または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（以下<u>あわせて</u>「特定感染症」といいます。ただし、その指定感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。）を発病したときは、この特約および傷害条項の規定に従い、傷害条項の規定によって支払われる保険金のうち傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害入院初期保険金、傷害通院保険金、人身傷害保険金を支払います。なお、当社は、被保険者に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第2項の規定に基づく就業制限（同法第7条第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。以下「就業制限」といいます。）が課された場合は、病院または診療所に入院したものとみなします。</p> <p>② 当社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、保険証券記載の保険金額を限度としてその費用の負担者に葬祭費用保険金（以下、前項の保険金とあわせて「保険金」といいます。）を支払います。</p> <p>③ 前2項の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>